主 文

原判決及び第一審各判決を破棄する。

本件を高知地方裁判所に差戻す。

理 由

高松高等検察庁検事長市川季熊の上告趣意並びに被告人A弁護人田万清臣、同渡 辺綱雄、同中村蓋世及び被告人B弁護人甘粕勇雄の各答弁はいずれも末尾添付の別 紙書面記載のとおりであつて、これに対し当裁判所は次ぎのように判断する。

判決理由

「経済関係罰則ノ整備二関スル法律」二条が、同条の定める会社、組合またはこ れらに準ずるものについて、その事業または業務を限定するところにかんがみると きは、同条にいう役職員の職務とは、その職務であれば右にいう事業または業務に かかわりなく、すべてを含むと解すべきでないこというまでもないが、他面、立法 の趣旨がこれらの事業または業務の公共的性質に主眼をおくことを考え合わせると、 これを厳に本来の独占的または統制的性質をもつ事務に局限すべきでなく、本来の 事業または業務を行うために必要な関係にある事務をも含むものと解するのを相当 とする。本件C株式会社が右法律二条別表乙号三〇にいう「地方鉄道法第十二条丿 規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鉄道業ヲ営ム者」である以上、同会社が線路の一部を電 化するに当り、その架線丁事を請負わせることは、その会社の本来の事業たる運輸 事業自体とはいえないが、これを行うために必要な関係にある事務であること明ら かである。従つて右会社の役職員がこのような事務を担当している場合には、その 事務は右法律二条のいう職務に当るものと解しなければならない。さすれば、原判 決がこれを同条の職務に当らないとして、被告人等に対し無罪の言渡をした第一審 の各判決を支持したのは、法令の解釈を誤つた違法があり、結局、論旨は理由があ るに帰する。

よつて、刑訴四一〇条一項本文四一三条本文に則り、原判決及び第一審各判決を破棄し、本件を第一審裁判所に差戻すこととし、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 平出禾出席

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ

裁判長裁判官 井上登は退官のため署名押印することができない。

裁判官 島 保